

児童福祉法施行規則等の一部を改正する内閣府令案に関する意見募集の結果について

令和7年9月26日

こども家庭庁成育局成育基盤企画課・保育政策課

「児童福祉法施行規則等の一部を改正する内閣府令案」について、令和7年7月15日（火）から令和7年8月14日（木）まで御意見を募集したところ、計4件の御意見を頂きました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。なお、意見募集の対象となる御意見に対する考え方のみお示ししております。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後ともこども家庭行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対するこども家庭庁の考え方
1	<p>保育施設内での虐待防止は最重要課題です。通報義務の明確化は評価しますが、通報者が不利益を被らないための匿名性確保や支援体制の強化が不可欠です。</p> <p>安心して声を上げられる環境を整え、虐待を未然に防ぐ仕組みを徹底してください。</p>	<p>児童福祉法の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）による改正後の児童福祉法第33条の12第6項及び第33条の13において、通報者の不利益な取扱いの禁止や、自治体の職員等が通報者を特定させる情報を漏らしてはいけないことを明記しています。また、虐待に関する通報が自治体等において適切に処理されるよう、ガイドラインにおいても周知しています。</p>
2	<p>保育士資格制度の質の担保を強く求めます。</p> <p>保育士は我が子の命と人格形成を預ける大切な専門職であり、国家資格の信頼性は何より重要です。</p> <p>「地域限定保育士」制度の拡大や「1年勤務で正規資格へ昇格」という仕組みは、資格の質を損ねる恐れがあり、保護者として強い不安を感じています。</p> <p>特に、実技試験の免除や地域差のある試験基準は、保育の質の均一化を妨げるため、慎重な見直しを強く要望します。</p>	<p>地域限定保育士試験の実施に当たっては、保育の質の低下につながらないように、実施を希望する都道府県等から国に申請のあった本府令で定める事項を記載した試験実施方法書について、必要な知識及び技能を判定する試験として適当か否か等を国で確認し、認定することとしています。</p> <p>また、その前提として、試験の合格基準や試験問題の水準を確保するための方策等について、今後、通知で具体的な基準を示してまいります。</p> <p>こうした取組を通じ、保育士制度全体の質を担保してまいります。</p> <p>また、本府令においては、認定地方公共団体の長が実施する講習であって、一定の要件を全て満たすものを修了した者に対しては、実技試験の全部を免除することができることとしているところ、今後、講習においては、6科目27時間の受講を必須とするなどの、具体的な事項について通</p>

		<p>知で定める予定であり、このような取組を通じて、地域限定保育士の質の確保に努めてまいります。</p>
3	<p>なぜ地域を限定すると保育を行う資格要件が緩くなるのか不明である。</p> <p>地域によって保育の業務内容が異なるとは思えないし、地域を限定したからといって保育の業務が容易になるとも思えない。</p>	<p>地域限定保育士制度は、ご指摘のような資格要件を緩和する目的ではなく、特に不足するおそれが大きい地域について、集中的に保育人材確保に取り組むことができるようにするために創設する制度です。</p> <p>そのうえで、保育の質の低下につながらないよう、実施を希望する都道府県等から国に申請のあった本府令で定める事項を記載した試験実施方法書について、必要な知識及び技能を判定する試験として適当か否か等を国で確認し、認定することとしています。</p> <p>また、その前提として、試験の合格基準や試験問題の水準を確保するための方策等について、今後、通知で具体的な基準を示してまいります。</p> <p>こうした取組を通じ、保育士制度全体の質を担保してまいります。</p>

その他1件、今回の改正とは関係のない御質問等をいただきました。